



平成 29 年 1 月 10 日

## キャッシュカード振込の一部利用制限について

- ▼しののめ信用金庫（群馬県富岡市 理事長 横山 慶一）は、キャッシュカードによるATMでの振込に不慣れな高齢者等を狙った「還付金詐欺」が急増していることを憂慮し、詐欺被害防止のための対策を実施することとしました。
- ▼具体的には、65 歳以上の個人で過去 3 年間キャッシュカードによるATMでの振込を行ったことがないお客様の口座に対して、キャッシュカードによる振込限度額を「0 円」に設定し利用を制限いたします。
- ▼還付金詐欺被害者の殆どの方が、キャッシュカードで振り込んでいることの認識がなく被害を受けていることから、緊急措置としてこの対策を講じることといたしました。
- ▼当金庫は、この措置を講じることにより、ATMという非対面取引で行われる「還付金詐欺」に歯止めが掛かり、詐欺被害の水際防止に役立つことを期待しています。
- ▼実施方法は、当該条件に合致するお客様を抽出し、1 月 17 日から 18 日にかけて振込限度額の設定を「0 円」に変更、その後、毎月一回更新継続してまいります。
- ▼なお、お客様が、キャッシュカードによる振込を希望する場合は、店舗窓口において本人確認のうえ、お客様が希望する振込限度額に変更し、キャッシュカードによる振込が可能となるよう手続きいたします。

以 上



しののめ信用金庫

〒370-2316 群馬県富岡市富岡1123番地  
電話（代表） 0274-62-3146